

☆防災通信32号では県ドリームハイツの**防災組織を紹介**します。

県ドリームハイツ自治会・住宅管理組合・防災隊3者の**災害対策連絡会議**において大規模な災害及び震災の発生に備え、3者が協力して防災及び減災活動に取り組み、災害発生時は協力・連携して救援活動を行うことが確認（合意）されました。これに基づき**覚書の骨子**を紹介します。

平成24年10月に開催した県ドリームハイツ自治会・住宅管理組合・防災隊3者の災害対策連絡会議において下記覚書が規定されました。

1. 名称を災害対策連絡会議（以下会議）とする。事務局を県ドリームハイツ自治会事務所に置く。
2. 会議は**自治会・住宅管理組合・防災隊の3組織**により構成する。
3. 会議は**防災・減災に関する平常時の活動並びに災害発生時の救援・支援活動**について協力連携し遅滞なく活動（行動）することを目的とする。
4. 会議の代表者は災害対策本部長とする。**災害対策本部長は県ドリームハイツ自治会長及び住宅管理組合理事長が期間1年間として交互に担当するものとする。**
5. **会議は2か月に1回定例開催する。なお、必要に応じて臨時開催する。**  
臨時開催は警戒宣言発令時、緊急地震速報発令時、災害発生時等の緊急時及びこの会議が必要と認めた際に開催するものとする。
6. 定例開催及び臨時開催の出席者は3組織の代表者及び会議担当役員とする。  
代理出席も認める。
7. **平常時に臨時開催する場合の議長は防災隊事務局が担当するものとする。**  
**緊急時或いは災害発生時等の臨時開催は災害対策本部長が行う。**
8. 会議は会議の議事録を必ず作成し、これを保管しなければならない。**議事録を作成する書記は定例会議の場合、3組織が交替で担当するものとし、臨時開催は災害対策本部長が指名する。**
9. 会議は別に定める**防災組織（裏面参照）**を編成し、平常時並びに災害時の活動を行うものとする。防災組織の代表者として災害対策本部長を置く。

## 《 お知らせ 》

**春の防災訓練：3月1日（日曜日） 10:00 スタート**

・インターネットで防災隊の活動及び防災通信が閲覧できます。（防災通信31号の「お知らせ」を参照ください。）

